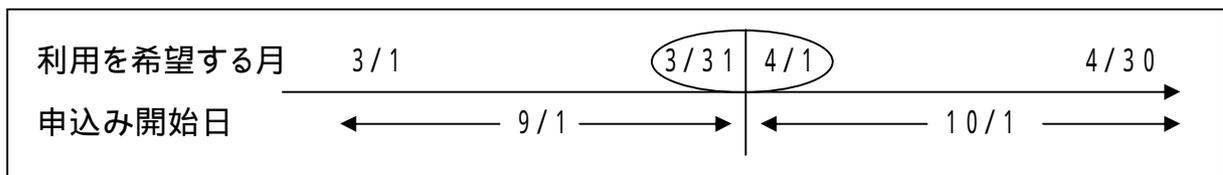


月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとする場合の
申込み開始日について(お知らせ)

2006.6.28

- 月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとするときの申込み開始日については、利用しようとする連続した期間の初日が属する月の6月前の初日に、抽選を受け付けるものとします。
- たとえば下図のように、3月31日と4月1日を連続して利用しようとする場合、9月1日にまとめて抽選を受け付けるものとします。
- この場合、4月1日を単独で利用しようとするとき、10月1日には利用が既に確定している場合があります。



- ただし、連続して利用しようとする内容に、関連性があり不可分である場合のみとします。
- また、利用許可申請後の利用の取消しは、真にやむを得ない場合を除いて差し控えてください。

▶ 施行日

- 平成19年度よりこの解釈の変更を適用します。
- なお、平成19年3月をまたぐ、同年4月の利用がある場合は、この解釈の変更を適用します。